

令和5年度 化学物質セミナー

# 水質汚濁防止法及び県条例の 改正情報

相模原市 環境経済局 環境保全課



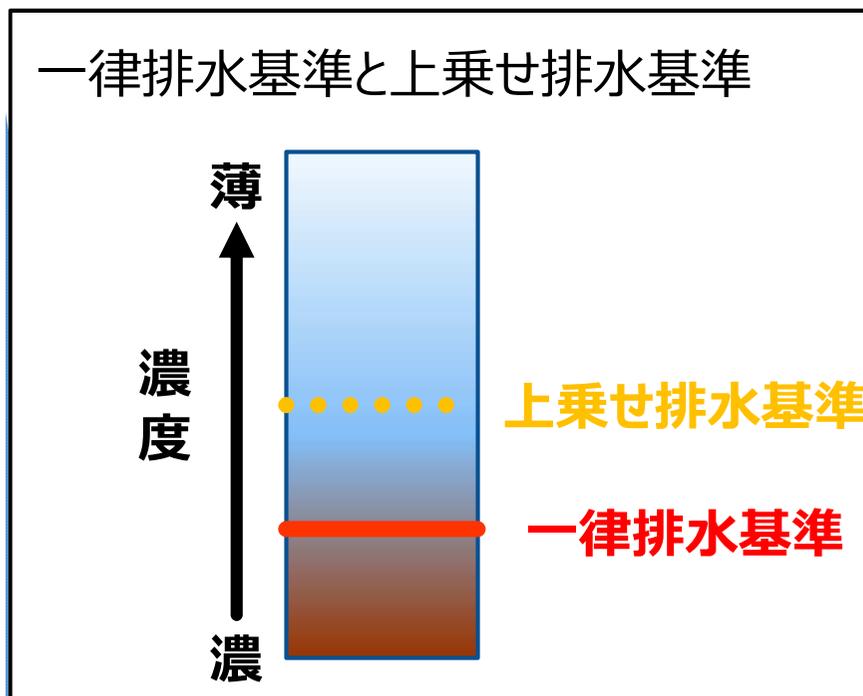
相模原市マスコットキャラクター

さがみん

# 規制基準の説明の前に

法律による規制基準 ⇒ ・水質汚濁防止法第3条第1項  
(一律排水基準) ・排水基準を定める省令第1条  
・水質汚濁防止法第3条第3項 (上乗せ排水基準の根拠)

条例による規制基準 ⇒ ・大気汚染防止法第4条第1項の規定による  
(上乗せ排水基準) 排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項  
の規定による排水基準を定める条例



※どちらの排水基準も公共用水域に排水する基準。  
下水道放流は、下水の排除基準です。  
※分流式下水道（下水と雨水を分けて排出）に  
ついては、**雨水の排水に排水基準**が適用されます。  
※排水基準は排水する排出先により異なります。  
(例：相模湖、津久井湖等の湖沼は基準強化)

# 主な改正事項①

水質汚濁防止法施行令改正に伴う排水基準の改正  
(六価クロム化合物の排出規制強化 令和6年4月1日施行)

	甲水域			乙水域及び海域	
	水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外		新設	新設以外
	新設以外	新設	新設以外		
(国) 一律排水基準	0.5 mg/L ⇒ <b>0.2</b> mg/L ※電気めっき業について暫定排水基準 (0.5 mg/L) が適用される (適用期間：3年間)				
(県) 上乗せ排水基準	0.05 mg/L ⇒ <b>0.02</b> mg/L	0.05 mg/L ⇒ <b>0.02</b> mg/L			

※新設とは、昭和46年11月1日以後に設置された特定事業場をいう。

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、新設事業所から水質保全湖沼等への排出を禁止している。

※本市において、甲水域とは相模川及びこれに接続する河川及び水路の水域、乙水域はそれ以外、水質保全湖沼等とは津久井湖、相模湖、奥相模湖及び宮ヶ瀬湖とこれに接続する河川及び水路の水域

(下水道の排除基準についても、0.5 mg/L ⇒ 0.2 mg/Lとなる。)

## 主な改正事項②

水質汚濁防止法施行令改正に伴う排水基準の改正  
(大腸菌群数⇒大腸菌数の見直し 令和7年4月1日施行)

水域・設置区分	甲水域の水質保全湖沼等の新設			その他
排水量	50m <sup>3</sup> /日以上			50m <sup>3</sup> /日未満
適用区分	一般の 特定事 業場	畜舎（総面積:50m <sup>2</sup> 以上の豚房施設、200m <sup>2</sup> 以上の牛房施設、500m <sup>2</sup> 以上の馬房施設）	旅館	畜舎（総面積：300m <sup>2</sup> 以上の豚房施設、200m <sup>2</sup> 以上の牛房施設）
(国) 一律排水基準	大腸菌群数 3,000 個/cm <sup>3</sup> ⇒ <b>大腸菌数 800 CFU/mL</b>			
(県) 上乘せ排水基準	大腸菌群数 1,000 個/cm <sup>3</sup> ⇒ <b>大腸菌数 200 CFU/mL</b>			大腸菌群数 3,000個/cm <sup>3</sup> ⇒大腸菌数 <b>800 CFU/mL</b>

※ CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数のこと

※換算係数 0.295 （3,000 × 0.295 = 885 ⇒ 800CFU/mL）

# 環境省からの通知

長期にわたり製鉄工場が水質汚濁防止法に違反する行為をしていた

違反事項	該当法令
特定施設の構造の変更の届出をせず、仮設ポンプの設置による排出水に係る排水の系統の変更及びシアン処理装置の設置による汚水等の処理の方法の変更を行っていた。	法第7条（特定施設等の構造等の変更の届出）の違反
事業者において実施された排出水の汚染状態の測定の結果において、これまでに複数の排水口で幾度も排水基準の超過があった。	法第12条第1項（排出水の排出の制限）の違反
事業者において実施された排出水の汚染状態の測定の結果のうち、排水基準を超過した結果を適切に記録及び保存していなかった。	法第14条第1項（排出水の汚染状態の測定等）の違反
余剰水が一時貯留する水槽からオーバーフローし、かつ、それにより有害物質を含む水が特定事業場から公共用水域に排出されていたことを一部社員が認識していたにも関わらず、応急の措置を講じておらず、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県知事に届け出ていなかった。	法第14条の2第1項（事故時の措置）の違反

# 環境省からの通知

長期にわたり製鉄工場が水質汚濁防止法に違反する行為をしていた

違反事項	該当法令
特定施設の構造の変更の届出をせず、仮設ポンプの設置による排水	法第7条（特定施設等の構造
<b>特定施設及び給排水系統等は、届出どおりであるか</b>	
事業者において実施された排水の汚染状態の測定の結果において、これまでに複数回排水基準の超過があった。	法第12条第1項（排水の排水
<b>排水基準の超過はないか</b>	
事業者において実施された排水の汚染状態の測定の結果のうち、排水基準を超過していなかった。	法第14条第1項（排水の汚
<b>測定記録の保管をしているか</b>	
余剰水が一時貯留する水槽からオーバーフローし、かつ、それにより有害物質を含む水が特定事業場から公共用水域に排出されていたことを一部	法第14条の2第1項（事故時
<b>コンプライアンス意識の醸成</b>	
応急の措置を講じておらず、速やかに対応の状況及び講じた措置の概要を県知事に届け出ていなかった。	の違反